| 主眼事項 | 基準・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１ 基本方針〈児童福祉法（以下「法」という。）〉 | □　障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。◆平24厚労令29第2条第1項□　障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。◆平24厚労令29第2条第2項□　障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。◆平24厚労令29第2条第3項□　障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。◆平24厚労令29第2条第4項□　市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。◆平24厚労令29第2条第5項□　障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めているか。◆平24厚労令29第2条第6項□　自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆平24厚労令29第2条第7項□　当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。◆平24厚労令29第2条第8項□　指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。◆平24厚労令29第2条第9項 | 適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否 | □京都市が作成している自主点検表を活用しているか |
| 第２ 人員に関　する基準１ 従業者 | □　当該指定に係る障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（※）を置いているか。ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。◆平24厚労令29第3条第1項※　「指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの」（平成24年3月30日厚生労働省令告示第225号）参照□　前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。　◆平24厚労令29第3条第2項□　前項に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前6月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。　◆平24厚労令29第3条第3項◎　配置基準事業所ごとに必ず１人以上の相談支援専門員を置くこと。原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。　　◆平24障発0330第23号第二の１(1)①ア　◎　兼務指定障害児相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定障害児相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務等に従事させることができる。これは、例えば、指定障害児相談支援のサービス提供時間帯において、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等との業務と兼務する場合（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）については、業務に支障がない場合として認めるものとする。◆平24障発0330第23号第二の１(1)①イ◎　兼務に係る留意点相談支援専門員が担当する障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所、基準該当障害児通所支援事業所又は指定障害福祉サービス事業所の業務と兼務する場合については、指定障害児通所支援事業所等との中立性の確保や、指定障害児通所支援事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施することを基本とする。（通所給付決定の更新又は通所給付決定の変更に係る障害児支援利用援助について同じ。）ａ　身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合ｂ　通所給付決定又は通所給付決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該通所給付決定等から概ね３ヶ月以内の場合c　その他市町村がやむを得ないと認める場合◆平24障発0330第23号第二の１(1)①ウ　　　◎　相談支援専門員の標準数相談支援専門員の配置は１ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ここでいう1ヶ月平均とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該指定障害時相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合には、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も含むものとする　　◆平24障発0330第23号第二の１(1)②□　相談支援員を配置する場合、次の要件をいずれも満たしているか。　□①　当該指定障害児相談支援事業所が機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たしているか。　□②　当該指定障害児相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制を確保しているか　◆平24厚労令29第3条第4項　◎　上記②の体制の確保について、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていることとする。　　　⑴　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催⑵　全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施⑶　当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言　　◆平24障発0330第23号第二の１(1)③ア　◎　相談支援員の要件　　　専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事するものであって、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものであることが必要　　◆平24障発0330第23号第二の１(1)③イ　◎　相談支援員の兼務相談支援員については、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。ただし、一体的に管理運営される指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所その他これに類する業務に従事させることはできるものとしており、その他これに類する業務とは、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業等の業務とする。もっとも、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村等が認める場合に限る。 なお、相談支援員の兼務に係る留意点については、第二の１の(1)の①のウの規定と同様である。　　◆平24障発0330第23号第二の１(1)③ウ　□　相談支援員を置く場合における、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平24厚労令29）の第11条、第15条第1項第1号、第2項第1号から第8号まで及び第3項、第15条の2、第18条、第20条第1項から第3項まで、第23条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員及び相談支援員」と読み替えるものとする。　　◆平24厚労令29第3条第5項 | 適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否 | □相談支援専門員の要件を満たしているか　□ 実務経験要件　□ 研修修了要件□相談支援専門員は１人以上配置しているか（業務に支障がない場合においては、兼務可）□相談支援専門員は障害児相談支援対象保護者の数に応じて適切に配置されているか前6月のサービス提供件数の月平均値（又は推計）：　　　人（A）事業所に配置している相談支援専門員数：　　　　　　　人（B）相談支援専門員の一人当たりの数：　　　　　　人（A/B）【該当　有・無】 |
| ２ 管理者 | □　指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。◆平24厚労令29第4条　◎　管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定障害児相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務を兼ねることができるものとする。　　　ア　当該指定障害児相談支援事業所の従業者としての業務に従事する場合　　　イ　当該指定障害児相談支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する時間帯も、当該指定障害児相談支援事業所の障害児への支援の提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合また、当該指定障害児相談支援事業所に併設され、一体的に管理 運営する事業所における管理者又は指定特定相談支援事業所、指定自立生活援助事業所若しくは指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。なお、管理者は、指定障害児相談支援の従業者である必要はないものである。◆平24障発0330第23号第二の１(2) | 適・否 | 氏名：（変更があれば、変更届を提出）兼務内容 |
| ３　従たる事業所を設置する場合の特例 | □　指定障害児相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、 主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員を配置しているか。◆平24厚労令29第4条の2 | 適・否 | 【該当　有・無】 |
| 第３ 運営に関　する基準１ 内容及び手　続の説明及び同意 | □　障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。◆平24厚労令29第5条第1項◎　記載事項は次のとおり①　運営規程の概要　　②　従業者の勤務体制　③　事故発生時の対応　④　苦情処理の体制　等　◎　障害児の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービス提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得ること。　　　また、利用申込者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。◆平24障発0330第23号第二の２(1)□　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。◆平24厚労令29第5条第2項◎　以下の内容を記載した書面を交付すること。①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地②　当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の内容③　当該指定障害児相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項④　指定障害児相談支援の提供開始年月日⑤　指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口◆平24障発0330第23号第二の２(1) | 適・否適・否 | □重要事項説明書に基準上必要とされる記載事項は記載されているか★苦情申立窓口に以下の記載が漏れていないか□通常の事業の実施地域に係る全ての行政機関（区役所、児童福祉センター等）□第三者委員★運営規程と不整合がないか□従業者の員数□営業日、営業時間□通常の事業実施地域□利用料・その他費用 |
| ２ 契約内容の　報告等 | □　指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。◆平24厚労令29第6条第1項□　障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。◆平24厚労令29第6条第2項◎　モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。①　通所給付決定の更新や変更が必要となる場合②　障害児の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合③　モニタリング期間を設定し直す必要がある場合◆平24障発0330第23号第二の２(2) | 適・否適・否 |  |
| ３ 提供拒否の　禁止 | □　正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。◆平24厚労令29第7条　◎　原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、　　①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合　　②　障害児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合　　③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合　　④　その他利用申込者及び障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合等である。◆平24障発0330第23号第二の２(3)　◎　行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算又は高次脳機能障害者支援体制加算を算定している指定障害児相談支援事業者にあっては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児、医療的ケア必要な障害児、精神障害を有する障害児又は高次脳機能障害を有する障害児の保護者からの利用申し込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意すること。　　◆平24障発0330第23号第二の２(3) | 適・否 | 【事例の　有・無】あればその理由□提供拒否した場合、「４　サービス提供困難時の対応」をとっているか |
| ４ サービス提供困難時の対応 | □　指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。◆平24厚労令29第8条◎　3の正当な理由により、利用申込者及び障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合には、上記規定により、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。◆平24障発0330第23号第二の２(4) | 適・否 | 【事例の　有・無】 |
| ５ 受給資格の　確認 | □　指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第6条の2の2第8項に規定する内閣府令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。◆平24厚労令29第9条　※法第6条の2の2第8項に規定する内閣府令で定める期間（継続障害児支援利用援助に係る期間）　　障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ次に定める各期間を勘案して、市町村が必要と認める期間。ただし、③に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して3月を経過するまでの間に限るものとする。①　②、③に掲げる者以外のもの　…　6月間②　③に掲げる者以外のものであって、次に掲げるもの　…　1月間　ア　障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者　　イ　同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うことが困難である者　③　通所給付決定又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の　　種類、内容又は量に著しく変動があったもの　…　1月間◆施行規則第1条の2の5　◎　通所給付決定を受けていない障害児の保護者について、当該障害児に係る障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた障害児の保護者であることを確かめるものとする。◆平24障発0330第23号第二の２(5) | 適・否 | □契約時に受給者証の写しはとっているか□支給決定を受けていない障害児の計画案を作成するときは、障害児支援利用計画案提出依頼書を確かめているか |
| ６　通所給付決定の申請に係る援助 | □　通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。◆平24厚労令29第10条 | 適・否 |  |
| ７　身分を証する書類の携行 | □　当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを掲示すべき旨を指導しているか。 ◆平24厚労令29第11条◎　障害児等が安心して指定障害児相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の従事者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。なお、この証書等には、当該指定障害児相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。◆平24障発0330第23号第二の２(7) | 適・否 | □訪問時に身分証明書等は携行しているか |
| ８　障害児相談支援給付費の額等の受領 | □⑴　法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払いを受けているか。◆平24厚労令29第12条第1項□⑵　⑴の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けることができる。◆平24厚労令29第12条第2項□⑶　⑴及び⑵の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。◆平24厚労令29第12条第3項□⑷　⑵の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得ているか。◆平24厚労令29第12条第4項 | 適・否適・否適・否適・否 | 【事例の　有・無】領収書控え等で確認【事例の　有・無】□領収証は漏れなく交付しているか□重要事項説明書等で同意を得ているか |
| ９　利用者負担額に係る管理(上限額管理） | □　指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。◆平24厚労令29第13条 | 適・否 | 【事例の　有・無】□市町村への報告、保護者及び他の事業者への通知をしているか |
| 10　障害児相談支援給付費の額に係る通知等 | □　法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。◆平24厚労令29第14条第1項□　法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。◆平24厚労令29第14条第2項 | 適・否適・否 | □自己負担のない障害児相談支援対象保護者にも漏れなく通知しているか【事例の　有・無】 |
| 11　指定障害児相談支援の具体的取扱方針 | ⑴　指定障害児相談支援の方針は、「第１　基本方針」に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。　□①　管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。　◆平24厚労令29第15条第1項第1号　□②　指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。◆平24厚労令29第15条第1項第2号　□③　指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じ行っているか。　◆平24厚労令29第15条第1項第3号　　◎　障害児及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定障害児相談支援について障害児及びその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定障害児相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うこととする。　◆平24障発0330第23号第二の２(11)③⑵　指定障害児支援利用援助の方針は、第１の基本方針及び上記(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。　□①　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。　◆平24厚労令29第15条第2項第1号　□②　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。　◆平24厚労令29第15条第2項第2号　　　◎　継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長するようなことがあってはならない。　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑤　□③　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。　◆平24厚労令29第15条第2項第3号　◎　障害児支援利用計画の作成又は変更に当たっては、障害児及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定通所支援以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用、保育所等への移行支援等の取組や地域との交流の機会の確保等の取組も含めて障害児支援利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑥　□④　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。　◆平24厚労令29第15条第2項第4号　◎　特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、障害児等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる障害児支援利用計画案を最初から提示することがあってはならない。　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑦　□⑤　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っているか。　◆平24厚労令29第15条第2項第5号　　　◎　アセスメントとは、障害児が既に提供を受けている福祉サービス等や障害児の状況等の障害児を取り巻く環境等の評価を通じて障害児が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、障害児の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。　　　なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その障害児の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。そのため、必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメント等を本人同意のもと活用することも重要である。　　　　なお、アセスメントの記録は本主眼事項第３の26(2)②に　　　より５年間保存しなければならない。　　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑧　□⑥　相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行っているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。　◆平24厚労令29第15条第2項第6号　◎　必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑨　□⑦　相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第6条の2の2第8項に規定する内閣府令で定める期間（継続障害児支援利用援助に係る期間）に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。　◆平24厚労令29第15条第2項第7号　　◎　当該障害児支援利用計画原案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう障害児の心身の状況や相談支援事業者が必要な利用者との関わりの内容・頻度等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案しなければならない。また、モニタリングの実施標準期間（以下「実施標準期間」という。）は相談支援事業者としての必要な関わりの標準的な頻度について示したものであるが、利用者の心身の状況や生活環境等により丁寧な関わりが必要と判断すべき状況にある利用者については、実施標準期間より高い頻度のモニタリング期間を提案すること。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施により障害児支援利用計画及び指定通所支援の評価を行い得るようにすることが重要である。　　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑩　□⑧　相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。　◆平24厚労令29第15条第2項第8号　　◎　障害児又はその家族への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる障害児通所給付費等の対象となるか区分した上で行う必要がある。　　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑪　□⑨　相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。　◆平24厚労令29第15条第2項第9号　　◎　障害児支援利用計画案は、本主眼事項第３の26(2)②により５年間保存しなければならない　　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑫　□⑩　相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うととともに、担当者（障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者）から、専門的な見地からの意見を求めているか。　　　◆平24厚労令29第15条第2項第10号　　◎　障害児及びその保護者の意向を踏まえた効果的かつ実現可能な質の高い障害児支援利用計画を作成するため、通所給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、通所給付決定の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要がある。　　　なお、サービス担当者会議等の記録は、本主眼事項第３の26(2)②により５年間保存しなければならない。　　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑬　□⑪　相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。　◆平24厚労令29第15条第2項第11号　□⑫　相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。　◆平24厚労令29第15条第2項第12号　◎　障害児支援利用計画は、本主眼事項第３の26(2)②により５年間保存しなければならない　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑮□⑶　指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第１に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。◆平24厚労令29第15条第3項　□①　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握（モニタリング。障害児についての継続的な評価を含む。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。　◆平24厚労令29第15条第3項第1号　　◎　障害児の解決すべき課題の変化は、障害児に直接サービスを提供する各担当者等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該各担当者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、障害児の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。　　なお、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録は、本主眼事項第３の26(2)①により５年間保存しなければならない。　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑯　□②　相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第6条の2の2第8項に規定する内閣府令で定める期間（継続障害児支援利用援助に係る期間）ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。　◆平24厚労令29第15条第3項第2号　　◎　市町村が通所給付決定の際に、障害児等に対して通知するモニタリング期間ごとに、障害児の居宅で面接を行い、その結果を記録することが必要である。　　　なお、モニタリングの結果の記録は、本主眼事項第３の26(2)②により５年間保存しなければならない。　　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑰　*Q&A　R3.4.8　問38**施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、標準期間が６月に１回のところを３月に１回としても差し支えない。**例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。* *（具体例）* *・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者* *・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者* *・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者* *・複数の障害福祉サービス等を利用している者* *・家族や地域住民等との関係が不安定な者* *・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者* *・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者* *また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。* *・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）* *・複合的な課題を抱えた世帯に属する者* *・医療観察法対象者* *・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）* *・医療的ケア児* *・強度行動障害児者* *・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）*　□③　(2)①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定は、(3)①に規定する障害児支援利用計画の変更について準用しているか。　◆平24厚労令29第15条第3項第3号　　◎　障害児等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、相談支援専門員が障害児の解決すべき課題の変化に留意することが重要である。　　◆平24障発0330第23号第二の２(11)⑱　□④　相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。　◆平24厚労令29第15条第3項第4号　□⑤　相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。　◆平24厚労令29第15条第3項第5号□⑥　相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。　◆平24厚労令29第15条第3項第6号*Q&A H24.8.31 問50**モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できる。*□　相談支援専門員は、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメントやモニタリングに係る面接を行う場合、次の要件をいずれも満たしているか。　□①　当該アセスメント又はモニタリングに係る障害児が算定基準に定める地域に居住し、かつ指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅等との間に一定の距離（※事業所から居宅への訪問に片道概ね１時間以上を要する距離）があるか。　□②　当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該障害児の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っているか。　◆平24厚労令29第15条の2　◎　アセスメント及びモニタリングに係る面接については、訪問によることが原則であるため、障害児及びその保護者に対して、面接方法に係る意向を確認した上で、障害児及びその保護者が訪問による面接を希望する場合は、極力訪問により面接するよう努めること。◆平24障発0330第23号第二の２(12) | 適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否 | □アセスメントを記録しているか□居宅を訪問し、面接したことがわかるように記録しているか※できていない場合　計画費算定不可★項目に漏れが無いか□障害児・家族の意向□総合的な援助の方針□課題□目標（長期、短期）□目標の達成時期□福祉サービスの種類・内容・量□留意事項□モニタリング期間□説明・同意・交付が分かる様式になっているか。（例：「○年○月○日　障害児支援利用計画について説明を受け、同意し、交付を受けました。氏名○○○」）□サービス担当者会議を開催しているか□サービス担当者会議の記録は作成しているか□障害児等及び福祉サービス等の担当者に交付しているか※障害児等、他の事業所に交付していない場合計画費算定不可□モニタリングを適切に実施しているか□障害児に直接サービスを提供する事業者等と緊密な連携を図るよう努めているか□モニタリングしたことを記録しているか【事例の　有・無】【事例の　有・無】【事例の　有・無】 |
| 12　障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付 | □　障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。◆平24厚労令29第16条 | 適・否 | 【事例の　有・無】 |
| 13　障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知 | □　指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村へ通知しているか。◆平24厚労令29第17条 | 適・否 | 【事例の　有・無】 |
| 14　管理者の責務 | □　指定障害児相談支援事業所の管理者は、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。◆平24厚労令29第18条第1項□　指定障害児相談支援事業所の管理者は、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に平成24年厚生労働省令29号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」の第２章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。◆平24厚労令29第18条第2項 | 適・否適・否 |  |
| 15　運営規程 | □　指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。□①　事業の目的及び運営の方針□②　従業者の職種、員数及び職務の内容□③　営業日及び営業時間□④　指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額□⑤　通常の事業の実施地域□⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類□⑦　虐待の防止のための措置に関する事項□⑧　その他運営に関する重要事項◆平24厚労令29第19条◎　②について、相談支援専門員、相談支援員とその他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載すること。なお、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、第２の１において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（重要事項説明書に記載する場合についても、同様とする。）◆平24障発0330第23号第二の２(16)①◎　④について、指定障害児相談支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び障害児相談支援対象保護者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額については、障害児相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）の他に、通常の事業の実施地域外に係る交通費を指すものである。◆平24障発0330第23号第二の２(16)②◎　⑤について、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではない。◆平24障発0330第23号第二の２(16)③◎　⑥について、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能である。◆平24障発0330第23号第二の２(16)④◎　⑦については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、次の項目を指すものである。 ア　虐待の防止に関する担当者の選定イ　成年後見制度の利用支援ウ　苦情解決体制の整備エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）オ　虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）◆平24障発0330第23号第二の２(16)⑤　◎　⑧について、指定障害児相談支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第77条第４項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。◆平24障発0330第23号第二の２(16)⑥ | 適・否 | □変更がある場合、変更届が出されているか□通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものか（「○区の一部」など不明確な記載がないか）□虐待防止に関して、必要な事項を漏れなく、記載しているか□地域生活支援拠点に該当する場合、その旨を記載しているか |
| 16　勤務体制の確保等 | □　障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。◆平24厚労令29第20条第1項 ◎　原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にすること。◆平24障発0330第23号第二の２(17)①□　指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。　　　ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。◆平24厚労令29第20条第2項　◎　指定障害児相談支援事業所の従業者によって指定障害児相談支援を提供するべきことを規定したものであるが、この従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものである。◆平24障発0330第23号第二の２(17)②□　相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。◆平24厚労令29第20条第3項　◎　研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加機会を計画的に確保すること。◆平24障発0330第23号第二の２(17)③□　適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。◎　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第１項の規定に基づき、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ア 指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用 管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とし た言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等につ いての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラ スメント指針」という。）において規定されているとおりである が、特に留意されたい内容は以下のとおりである。ａ 指定障害児相談支援事業者の方針等の明確化及びその周 知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラス メントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周 知・啓発すること。ｂ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するた めに必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。イ 指定障害児相談支援事業者が講じることが望ましい取組につ いてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。◆平24障発0330第23号第二の２(17)④ | 適・否適・否適・否適・否 | □勤務表を作成しているか□事業所ごとに日々の勤務時間をタイムカード等で記録しているか（役員等であっても基準人員に含まれる場合は記録必要）□研修記録を作成しているか□事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発を行っているか□相談に応じ適切に対応するために必要な体制を整備しているか |
| 16の2　業務継続計画の策定等 | □　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。◆平24厚労令29第20条の2第1項◎　感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定障害児相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。　なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第20条の２に基づき指定障害児相談支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。◆平24障発0330第23号第二の２(18)①業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ア 感染症に係る業務継続計画 ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取 組の実施、備蓄品の確保等） ｂ 初動対応 ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者へ の対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画 ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のラ イフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ｃ 他施設及び地域との連携　◆平24障発0330第23号第二の２(18)②□　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。◆平24厚労令29第20条の2第2項◎　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。◆平24障発0330第23号第二の２(18)③◎　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定障害児相談支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。◆平24障発0330第23号第二の２(18)④□　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。◆平24厚労令29第20条の2第3項 | 適・否適・否適・否 | □業務継続計画の項目は実態に応じて満たされているか□研修及び訓練を年1回以上実施しているか（訓練の実施は机上含めその実施手法を問わない）□研修及び訓練の記録はあるか |
| 17　設備及び備　品等 | □　事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。◆平24厚労令29第21条　◎　①事務室　事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務所であっても差し支えない。　　　なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定障害児相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。もっとも、事務室が区分されていない場合は特に、障害児等の個人情報の管理に細心の注意を図るとともに、障害児等に関する情報が漏れることのないように厳重に対応すること。②受付等のスペースの確保事務室又は指定障害児相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできるとともに、相談内容が周囲に聞こえにくいようにするなど、障害児等が利用しやすい構造とする。③設備及び備品等指定障害児相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定障害児相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。◆平24障発0330第23号第二の２(17) | 適・否 | □届出図面と変更ないか（変更があれば、変更届を提出） |
| 18　衛生管理等 | □　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。◆平24厚労令29第22条第1項□　指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。◆平24厚労令29第22条第2項　当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。□⑴　当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。◆平24厚労令29第22条第3項第1号□⑵　当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。◆平24厚労令29第22条第3項第2号□⑶　当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。◆平24厚労令29第22条第3項第3号◎　上記⑶に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき指定障害児相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、概ね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定障害児相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針当該指定障害児相談支援事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、指定障害児相談支援事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における指定障害児相談支援事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定障害児相談支援事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定障害児相談支援事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定障害児相談支援事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定障害児相談支援事業所の実態に応じ行うこと。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定障害児相談支援事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。　　◆平24障発0330第23号第二の２(20)② | 適・否適・否適・否適・否適・否 | □従業者の健康診断は適切に実施されているか□感染対策員会を概ね６か月に1回、定期的に開催しているか□感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しているか□年1回以上研修及び訓練を実施しているか（記録はあるか） |
| 19　掲示等 | □①　指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　　　なお、前記の事項を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。◆平24厚労令29第23条第1項、第2項　◎　体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示すること。　　◆平24障発0330第23号第二の２(21)①□②　①に規定する重要事項の公表に努めているか。◆平24厚労令29第23条第3項◎　公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。◆平24障発0330第23号第二の２(21)③　◎　体制整備加算に関する事項については、事業所内の掲示だけでなく、公表することが必要になるので留意すること。　　◆平24障発0330第23号第二の２(21)③ | 適・否適・否 |  |
| 20　秘密保持等 | □　指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◆平24厚労令29第24条第1項□　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。◆平24厚労令29第24条第2項　◎　当該指定障害児相談支援事業所の従業者等が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講じること。◆平24障発0330第23号第二の２(22)②□　サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。◆平24厚労令29第24条第３項 ◎　この同意は、サービス提供開始時に障害児及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。◆平24障発0330第23号第二の２(22)③ | 適・否適・否適・否 | □従業者へ周知されているか□必要な措置をとっているか（秘密保持に係る誓約書等）□サービス担当者会議等で障害児等の情報を他の事業者に提供することにつき、障害児又はその家族からの文書同意があるか |
| 21　広告 | □　当該障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。◆平24厚労令29第25条 | 適・否 | 【広告の　有・無】　あれば内容確認 |
| 22　障害児通所支援事業者等からの利益収受等の禁止 | □　指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。◆平24厚労令29第26条第1項□　指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。◆平24厚労令29第26条第2項□　指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。◆平24厚労令29第26条第3項 | 適・否適・否適・否 |  |
| 23　苦情解決 | □⑴　その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。◆平24厚労令29第27条第1項◎　当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項を記した文書等に記載して障害児又はその家族に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。◆平24障発0330第23号第二の２(24)①□⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。◆平24厚令28第27条第2項　　◎　苦情に対し指定障害児相談支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。　　　　また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行うべきである。　　　　なお、苦情の内容等記録は、本主眼事項第３の26(2)④により５年間保存しなければならない。　　　◆平24障発0330第23号第二の２(24)②□⑶　その提供した指定障害児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平24厚労令29第27条第3項□⑷　その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平24厚労令29第27条第4項□⑸　その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平24厚労令29第27条第5項□⑹　都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しているか。◆平24厚労令29第27条第6項□⑺　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。◆平24厚労令29第27条第7項 | 適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否 | □苦情受付窓口を設置しているか【事例の　有・無】□有の場合、苦情内容等の記録をしているか対応状況： |
| 24　事故発生時の対応 | □⑴　障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。◆平24厚労令29第28条第1項□⑵　⑴の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか（保存期間５年間）。◆平24厚労令29第28条第2項□⑶　障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。◆平24厚労令29第28条第3項◎　次の点に留意するものとする。①　障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定障害児相談支援事業者が定めておくことが望ましいこと。また、事業所にAEDを設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。②　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。③　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。◆平24障発0330第23号第二の２(25) | 適・否適・否適・否 | □事故の状況及び処置について記録しているか□家族等への説明内容等を記録しているか□必要に応じ市町村へ報告しているか(報告事例の有・無）□事故発生時の対応方法について定めているか（努力義務）□損害賠償保険には加入しているか【有・無】(努力義務）□再発防止策を講じているか |
| 24の2　虐待の防止 | 　指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。□①　当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。◆平24厚労令29第28条の2第1項□②　当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。◆平24厚労令29第28条の2第2項□③　前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。◆平24厚労令29第28条の2第3項　◎　① 同条第１項の虐待防止委員会の役割は、以下の３つがある。・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を 明確にするとともに、専任の虐待防止を担当する者を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。 なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。 なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要である。指定障害児相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のような対応を想定している。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存すること。ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。② 指定障害児相談支援事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針③ 同条第２項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害児相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について適切に記録の上、５年間保存すること。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。④ 同条第３項の虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年８月１日障発第0801002号)の別紙２「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記２－４の３（３）の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。◆平24障発0330第23号第二の２(26) | 適・否適・否適・否 | □虐待防止委員会を少なくとも1年に1回開催しているか（委員会の記録は作成しているか）□年1回以上研修を実施し、記録を作成しているか□新規採用時には必ず研修を実施し、記録を作成しているか□虐待防止のための担当者名：　　　　　　　　　　□虐待防止のための指針は作成しているか（努力義務） |
| 25　会計の区分 | □　指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。◆平24厚労令29第29条 | 適・否 |  |
| 26　記録の整備 | □⑴　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。◆平24厚労令29第30条第１項□⑵　障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から５年間保存しているか。　①　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録　②　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳　ア　障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画　イ　アセスメントの記録　ウ　サービス担当者会議等の記録　エ　モニタリングの結果の記録　　③　障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知に係る記録　④　苦情の内容等の記録　⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置の記録　 ◆平24厚労令29第30条第2項◎　指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する諸記録のうち、少なくとも上記①～⑤の記録については、当該障害児相談支援を提供した日から、少なくとも５年以上保存しておかなければならないこととしたものである。◆平24障発0330第23号第二の２(28) | 適・否適・否 |  |
| 第４　電磁的記　　　録等 | □①　作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。　　◆平24厚労令29第31条第1項□②　交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は障害児相談支援対象保護者である場合には当該障害児又は当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。　　◆平24厚労令29第31条第2項 |  | 【該当　有・無】【該当　有・無】 |
| 第５　変更の届出等 | □　当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他法第24条の32第1項で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を京都市長に届け出ているか。□　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第24条の32第2項で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を京都市長に届け出ること。 | 適・否適・否 | （詳細については集団指導資料を参照） |
| 第６　業務管理体制の整備等 | □　次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。①指定を受けている事業所の数が１以上20未満の事業者　イのみ②指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ③指定を受けている事業所の数が100以上の事業者　　　 イ、ロ及びハ　イ　法令遵守責任者を選任しているか。　ロ　業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。　ハ　業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。　◆法第24条の38第1項□　上記において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく京都市長（又は厚生労働大臣若しくは京都府知事）に届け出ているか。また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。※届出については、法人単位で行う。◆法第24条の38第2項及び第3項 | 適・否適・否 | 法令遵守責任者氏名：　　　　　　　役職：　　　　　　　 |
| 第７　情報の報告及び公表 | □　指定障害児相談支援事業者は、指定児相談支援の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しているか。◆法33条の18第1項　 | 適・否 | □独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」への報告（登録・更新）を行っているか。直近の報告日　　年　　月　　日※未実施の場合減算あり |
| 第８　障害児相談支援費の算定及び取扱い１　基本事項 | □⑴　指定障害児相談支援の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に、「こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。◆平24厚労告126の一（ただし、その額が現に当該障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額となっているか。）　　※１単位の単価は、10円に事業所が所在する地域区分及びサービス種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。□⑵　⑴の規定により、指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。◆平24厚労告126の二 | 適・否適・否 |  |
| ２　障害児相談支援費⑴　障害児支援利用援助費⑵　継続障害児支援利用援助費 | □　指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、１月につき下記の単位を算定しているか。イ　障害児支援利用援助費　⑴機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）　2,201単位　⑵機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）　2,101単位　⑶機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）　2,016単位　⑷機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）　1,866単位⑸障害児支援利用援助費(Ⅰ)　　　　　　　1,766単位⑹障害児支援利用援助費(Ⅱ)　　　　　　　　815単位（1）機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、１人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。（2）障害児支援利用援助費(Ⅰ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。（3）障害児支援利用援助費(Ⅱ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が４０以上である場合において、当該取扱件数から３９を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する◆平24厚労告126別表第１の注１　◎　次に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単　　　位数は算定できない。　　ア　障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る　　　障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等　　イ　障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに　　　障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の文書　　　による同意　　ウ　障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及　　　び担当者への交付　　エ　サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門　　　的な意見の聴取◆平24障発第0330第16号第四の1(1)□　指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、１月につき下記単位を算定しているか。ロ　継続障害児支援利用援助費　⑴機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）　1,896単位　⑵機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）　1,796単位　⑶機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）　1,699単位　⑷機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）　1,548単位　　⑸継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)　　　　　　　1,448単位　　 ⑹継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)　　　　　　　　662単位（1）機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。（2）継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。（3）継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が４０以上である場合において、当該取扱件数から３９を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。　◆平24厚労告126別表第１の注２　◎　次に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単　　　位数は算定できない。　　ア　障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等　　イ　障害児支援利用計画の変更についての上記（障害児支援利用援　　　助）ア～エに準じた手続きの実施◆平24障発第0330第16号第四の1(1)* 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて

　障害児支援利用援助費(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分について、障害児支援利用援助費(Ⅱ)又は継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)を割り当てること。　なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。◆平24障発第0330第16号第四の1(3)　◎　継続障害児支援利用援助費については、法第6条の2の2第8項に規定する内閣府令で定める期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できる。◆平24障発第0330第16号第四の1(4)□　指定障害児相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定できない。◆平24厚労告126別表第１の注３◎こども家庭庁長官が定める基準　 次に掲げる基準を満たすこと。ただし、算定告示別表1の注8に規定する特別地域のうち、従業者の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在する指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）においては、イの(1)の⑨及び(2)の②、ロの(1)の②及び(2)の③、ハの(1)の②及び(2)の③並びに二の(3)に掲げる基準については、配置される常勤の相談支援専門員（同項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうち1名以上が相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）第2号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していることに代えて、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「計画相談支援指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）に配置される相談支援専門員であって、相談支援従事者現任研修を修了している者により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。イ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。（1）他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。②24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。③指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員（指定基準第3条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。④基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行っていること。⑤基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。⑥障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（以下単に「協議会」という。）に定期的に参画し、同行に規定する関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。⑦基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。⑧運営規程（指定基準第19条に規定する運営規程をいう。以下同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点をいう。以下同じ。）として位置づけられていることを定めていること又は同条第3項第1号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。⑨当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる（以下、⑩、ロの②、ハの②、二の(3)について同じ。）。⑩当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。⑪当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ取扱件数（算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数をいう。（2）において同じ。）が40未満であること。（2）（1）に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①イの（1）の①から⑦までの基準に適合すること。②専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。③取扱件数が40未満であること。ロ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。（1）他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①イの（1）の①から⑧まで、⑩及び⑪の基準に適合すること。②当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。（2）（1）に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①イの（1）の①から⑦までの基準に適合すること。②イの（2）の③の基準に適合すること。③専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ハ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。（1）他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①イの（1）の①、③から⑧まで及び⑪の基準に適合すること。②当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。（2）（1）に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①イの（1）の①及び③から⑦までの基準に適合すること。②イの（2）の③の基準に適合すること。③専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ニ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（1）イの（1）の①及び③から⑤までの基準に適合すること。(2) イの（2）の③の基準に適合すること。（3）専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。◆平27厚労告181・一 | 適・否適・否 | 【算定の　有・無】【算定の　有・無】※障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助共通＜機能強化型（Ⅰ）＞①他の障害児相談支援事業と一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所の場合□こども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181・一）（以下「基準」という」）の①から⑪のいずれにも該当しているか②上記以外の障害児相談支援事業所の場合□基準の①から⑦のいずれにも該当しているか□常勤の相談支援専門員を４名以上配置し、かつそのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了しているか□取扱件数が４０件未満であるか＜機能強化型（Ⅱ）＞①他の障害児相談支援事業と一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所の場合□基準の①から⑧までと⑩、⑪のいずれにも該当しているか□常勤の相談支援専門員を３名以上配置し、かつそのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了しているか②上記以外の障害児相談支援事業所の場合□基準の①から⑦のいずれにも該当しているか□常勤の相談支援専門員を３名以上配置し、かつそのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了しているか□取扱件数が４０件未満であるか＜機能強化型（Ⅲ）＞①他の障害児相談支援事業と一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所の場合□基準の①、③から⑧まで及び⑪のいずれにも該当しているか□常勤の相談支援専門員を２名以上配置し、かつそのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了しているか②上記以外の障害児相談支援事業所の場合□基準の①、③から⑦のいずれにも該当しているか□常勤の相談支援専門員を２名以上配置し、かつそのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了しているか□取扱件数が４０件未満であるか＜機能強化型（Ⅳ）＞□基準の①、③から⑤のいずれにも該当しているか□相談支援専門員を２名以上配置し、かつそのうち１名以上を常勤とするとともに、１名以上が相談支援従事者現任研修を修了しているか□取扱件数が４０件未満であるか□４０件を超えるものは障害児支援利用援助（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助（Ⅱ）を計上しているか□　相談支援員を配置している場合は、１人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定しているか |
| ⑶　同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合 | □　指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相　談支援対象保護者に対して、指定継続障害児支援利用援助を行った後　に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用　援助費に係る所定単位数を算定できない。　◆平24厚労告126別表第１の注４　◎　障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月　　　等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付　　決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害　　児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一　　連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、　　障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。　　　なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った　　　後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証　　するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児　　支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定でき　　る。　　◆平24障発第0330第16号第四の1(5) | 適・否 | 同一月において①継続障害児支援利用援助　　　　↓②障害児支援利用援助　①は算定できず、②のみ算定できる。同一月において①障害児支援利用援助　　　　↓②継続障害児支援利用援助　①②両方を算定できる。 |
| ⑷　情報公表未報告減算 | □　法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。◆平24厚労告126別表第１の注５ |  | 【算定の　有・無】報告の実施□有□無「第７ 情報の報告及び公表」参照 |
| ⑸　業務継続計画未策定減算 | □　業務継続計画の策定等に関する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　◆平24厚労告126別表第１の注６ |  | 【算定の　有・無】計画策定等の実施□有□無「16の2　業務継続計画の策定等」参照 |
| ⑹　虐待防止措置未実施減算 | □　虐待防止の措置に関する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　◆平24厚労告126別表第１の注７ |  | 【算定の　有・無】虐待防止措置の実施□有□無「24の2 虐待の防止」参照 |
| ⑺　特別地域加 算 | □　対象となる地域(旧京北町等)に居住している障害児の保護者に対して、指定障害児相談支援を行った場合に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◆平24厚労告126別表第１の注８◎　本加算を算定する障害児に対して、第３の15⑤に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、同第３の８(2)に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。◆平24障発第0330第16号第四の2 | 適・否 | 【算定の　有・無】※旧京北町が山村振興法第７条第１項の規定により指定された振興山村に該当 |
| ⑻　地域生活支援拠点等機能強化加算 | □　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業者において、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)又は機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。ただし、拠点コーディネーター１人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、１月につき100回を限度とする。◆平24厚労告126別表第１の注９◎　当該加算は障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するものである。　　具体的な算定要件としては、計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。） が常勤で１以上配置されている事業所（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」と総称する。）について加算する。◆平24障発第0330第16号第四の3(1)　◎　拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができるものとする。◆平24障発第0330第16号第四の3(2)◎　①当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点 コーディネーター１人当たり、１月につき100回を上限として算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと。②拠点機能強化事業所は、１月に１回以上の頻度で、拠点コー ディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。 ◆平24障発第0330第16号第四の3(3)　◎　こども家庭庁長官が定める基準　　　次に掲げる基準のいずれかに適合すること　　イ　次の①から③のいずれにも適合すること　　　①　運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。　　　②　指定特定相談支援事業者、指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の指定を合わせて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。　　　③　拠点地域コーディネーターが常勤で１人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。　　ロ　次の①から③のいずれにも適合すること　　　①　運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。　　　②　指定障害児相談支援の事業及び指定計画相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定借支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。　　　③　当該指定障害児相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。◆平27厚労告181・二 | 適・否 | 【算定の　有・無】□機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定しているか□運営規程に地域生活支援拠点等として位置づけられていることを記載しているか□拠点コーディネーターを常勤で１人以上配置しているか□拠点コーディネーター１人につき、相互に連携して運営される自立生活援助事業者等も含め、１月に１００回を限度に算定しているか |
| ３　利用者負担上限管理加算 | □　利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき150単位を加算しているか。◆平24厚労告126別表第１の２の注　◎　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用負担額合計額の管理を行う障害福祉サービス事業所等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。◆平24障発第0330第16号第四の4(第二の２(1)⑧準用) | 適・否 | 【算定の　有・無】 |
| ４　初回加算 | □　新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する場合は、１月につき500単位数を加算しているか。　◆平24厚労告126別表第１の３の注１□　初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案（法第６条の２の２第８項に規定する障害児支援利用計画案をいう。）を障害児及びその家族に交付した日までの期間が３月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置などを活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合（月１回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。　◆平24厚労告126別表第１の３の注２◎　こども家庭庁長官が定める基準　　　次の基準のいずれかに適合すること。　　イ　新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保　　　　護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合　　ロ　障害児支援利用計画を作成する月の前６月間において、障害児　　　　通所支援又は障害福祉サービスを利用していない障害児相談支　　　　援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合　　◆平27厚労告181・三◎　こども家庭庁長官の定める基準の具体的運用方針　(1)　新規に障害児支援利用計画を作成する場合　(2)　障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の　　 前６月間において障害児通所支援・障害福祉サービスを利用し　　　 ていない場合(3)　指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が３月を超える場合であって、３月が経過する日以後に月２回以上、利用者の居宅に訪問し面接を行った場合。　　 なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に１回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること。上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。ただし、初回加算の算定月から、前６月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。◆平24障発第0330第16号第四の5*Q&A　H30.3.30 問79**以下の場合については、加算の併給はできない。**① 退院・退所加算と初回加算の併給**② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給**Q&A　R3.4.8問69**障害児相談支援対象保護者が、新規に障害児支援利用計画を作成する場合や、前６月間において障害児通所支援や障害福祉サービスの利用がない場合に対象となるものなので、事業所が変更になるだけでは対象にならない。**なお、セルフプランにより支給決定を受けている障害児が、初めて障害児支援利用計画を作成する場合も初回加算の対象となる。* | 適・否適・否 | 【算定の　有・無】【算定の　有・無】＜加算共通＞□担当相談支援専門員氏名、日時、場所、内容等の記録を作成しているか□同一月に退院・退所加算又は医療・保育・教育機関等連携加算を算定していないか |
| ５　主任相談支　　援専門員配置　　加算 | □　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。　イ　主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）　300単位　　　基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定障害児相談支援事業所等の事業所であって、主任相談支援専門員を配置し、障害児相談支援事業所の従業者等に対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施していること。　ロ　主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）　100単位　　　主任相談支援専門員を配置し、障害児相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。◆平24厚労告126別表第１の４の注１◎　こども家庭庁長官が定める基準　　イ　基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定障害児相談支援事業所、法第43条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定障害児相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定障害児相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所の従業者及び当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施していること。　　ロ　主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。　　◆平27厚労告181・四◎　主任相談支援専門員配置加算について⑴　趣旨当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を１名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。⑵　算定に当たっての留意事項当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、次に掲げる区分に応じ、算定する。 ① 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) （一） 事業所の要件 基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定障害児相談支援事業所に限る。 （二） 主任相談支援専門員が行うべき事項主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に加え、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。 なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。 ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施 ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言 エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること② 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 当該指定障害児相談支援事業所の従業者又は当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の㈡のアからウに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければならない。基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力⑶　手続この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。　◆平24障発第0330第16号第四の6 | 適・否 | 【算定の　有・無】＜加算Ⅰ＞　有・無□　事業所は基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターと一体的に運営されている又は地域の中核を担う機関として市町村が認めるもののいずれかであるか。□　主任相談支援専門員を配置し、自事業所又は他事業所の従業者に対し、指導及び助言を行っているか□　同一月に主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）を算定していないか＜加算Ⅱ＞　有・無□　主任相談支援専門員を配置し、自事業所の従業者に対し、研修を実施しているか□　同一月に主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を算定していないか |
| ６　入院時情報　連携加算 | □　障害児通所支援を利用する障害児が病院等に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度として単位数を加算する。　　ただし、イ・ロのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。　イ　入院時情報連携加算（Ⅰ）　300単位　　　病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。　　ロ　入院時情報連携加算（Ⅱ）　150単位　　　イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。　◆平24厚労告126別表第１の５の注　　◎　入院時情報連携加算の取扱いについて⑴　趣旨障害児相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児等の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいう。なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該障害児等の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。⑵　算定に当たっての留意事項当該加算は、次に掲げる区分に応じ、障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度として算定する。①　入院時情報連携加算（Ⅰ）　　　　　医療機関に出向いて、当該医療機関の職員を面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。②　入院時情報連携加算（Ⅱ）①以外の方法により、必要な情報を提供した場合に所定単位　数を加算する。⑶　手続情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、ＦＡＸ等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。　　◆平24障発第0330第16号第四の7　◎　こども家庭庁長官が定める基準　　イ　入院時情報連携加算（Ⅰ）　医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。　　ロ　入院時情報連携加算（Ⅱ）　イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。　　◆平27厚労告181・五*Q&A H30.3.30　問80**「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。* | 適・否 | 【算定の　有・無】＜加算Ⅰ＞　有・無□病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供しているか□担当相談支援専門員氏名、日時、場所、内容等の記録を作成しているか□同一月に入院時情報連携加算（Ⅱ）を算定していないか□１回/月を越えて算定していないか＜加算Ⅱ＞　有・無□病院訪問以外の方法で、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供しているか□担当相談支援専門員氏名、対応者氏名、日時、場所、情報共有の内容等の記録を作成しているか□同一月に入院時情報連携加算（Ⅱ）を算定していないか□１回/月を越えて算定していないか |
| ７　退院・退所加算 |  □　下記に規定する施設に入院、入所、収容又は宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児については、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として300単位を加算する。（３の初回加算を算定する場合は除く。）○　第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）○　障害者支援施設○　病院等○　刑事収容施設○　刑事施設（被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定）○　少年院（少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定）○　更生保護施設（更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定）○　保護観察所（法務省設置法（平成11年法律93号）第15条に規定）に設置若しくは併設された宿泊施設○　更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）　◆平24厚労告126別表第１の６の注◎　退院・退所加算の取扱いについて⑴　趣旨病院若しくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしていた障害児が退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、当該障害児の保護者が障害児通所支援の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、４の初回加算を算定する場合は、当該加算は算定できない。なお、障害児及びその家族に関する必要な情報とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児にかかる心身の状況の変化ならびに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。⑵　算定に当たっての留意事項退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において３回分を限度に加算を算定できるものであること。⑶　手続退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。　　◆平24障発第0330第16号第四の8*Q&A　H30.3.30 問79**以下の場合については、加算の併給はできない。**① 退院・退所加算と初回加算の併給**② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給* | 適・否 | 【算定の　有・無】□担当相談支援専門員氏名、日時、場所、内容等の記録を作成しているか□同一月に初回加算又は医療・保育・教育機関等連携加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）を算定していないか□１回の入院等で３回を越えて算定していないか |
| ８　保育・教育等移行支援加算 | □　障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。(1)　障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合　150単位(2)　障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児相談支援報酬告示１のイ又はロを算定する月を除く。）　300単位(3)　障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（障害児相談支援報酬告示１のイ又はロを算定する月を除く。）　300単位◆平24厚労告126別表第１の７の注◎　保育・教育等移行支援加算⑴　趣旨 当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、以下に掲げる業務を行った場合に所定単位数を加算するものである。① 関係機関への情報提供関係機関に対して障害児に関する必要な情報を提供し、関係機関における障害児の支援内容の検討に協力する場合 　② 障害児等への訪問による面接障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用さ れるに当たり、月２回以上、障害児等に面接する場合③ 関係機関が開催する会議への参加障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用さ れ、関係機関による支援を受けるに当たり、関係者が開催する会議に参加する場合⑵ 算定に当たっての留意事項① 関係機関への情報提供 障害児相談支援報酬告示７の保育・教育等移行支援加算の注中（１）の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。 障害児相談支援報酬告示７の保育・教育等移行支援加算の注中（１）の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該障害児に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、障害児の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。② 障害児等への訪問による面接 同注中（２）の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に１回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること。③ 関係機関が開催する会議への参加 会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。④ 加算の算定方法 当該加算は、（１）の①から③までに該当する場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、１月につき同注中（１）から（３）までのそれぞれに定める単位数（それぞれ２回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、１月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、１月に居宅を２回以上訪問し、障害児等に面接をし、かつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。 ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は１回とする。また、当該加算は、障害児が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。ただし、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない（同注中（１）については、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している月でも算定可能である）。⑶ 手続 ① 障害児相談支援報酬告示７の保育・教育等移行支援加算の注中（１）を算定する場合は第４の７の(３)の規定を準用する。 ② 同注中（２）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ③ 同注中（３）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。◆平24障発第0330第16号第四の9*Q&A　R3.4.8 問30**以下の加算については、基本報酬を算定しない月にのみ算定可能である。* *①集中支援加算* *②居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」**Q&A　R3.4.8 問35**主な連携先は以下を想定している。**保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター* | 適・否適・否適・否適・否 | 【算定の　有・無】【算定の　有・無】【算定の　有・無】【算定の　有・無】＜加算共通＞□担当相談支援専門員氏名、日時、場所、内容等の記録を作成しているか□同一月に障害児支援利用援助費、継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算の算定をしていないか |
| ９　医療・保育・教育機関等連携加算 |  □　指定障害児相談支援事業所が次の(1)から(3)までに該当する場合に、１月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算する。(1) 福祉サービス等提供機関（障害児通所支援及び障害福祉サービスを行う者を除く。(3)、注２及び10の注において同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合（障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度とし、３の初回加算を算定する場合及び６の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）次の㈠又は㈡に掲げる場合に応じ、それぞれ㈠又は㈡に掲げる単位数 ㈠ 指定障害児支援利用援助を行った場合　200単位 ㈡ 指定継続障害児支援利用援助を行った場合　300単位 (2) 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする。障害児相談支援報酬告示１のイ又はロを算定する場合に限る。） 　300単位 (3) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（障害児相談支援報酬告示１のイ又はロを算定する場合に限る。）　150単位 ◆平24厚労告126別表第１の８の注１注１の⑶については、次の⑴又は⑵に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度とする。 ⑴ 訪問看護ステーション等 ⑵ 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）◆平24厚労告126別表第１の８の注２◎　医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて(1) 趣旨 当該加算は、障害児が利用する病院等、訪問看護事業所、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的とするものであるから、当該加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 当該加算の算定が可能な場合は次のとおりである。 ① 福祉サービス等提供機関の職員との面談等 福祉サービス等提供機関（障害児通所支援事業者及び障害福祉サービス等事業者を除く）の職員との面談又は会議により、障害児に関する必要な情報の提供を受けた上で指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合 ② 障害児への通院同行障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合 ③ 福祉サービス等提供機関への情報提供福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供した場合（2） 算定に当たっての留意事項 ① 連携の対象機関指定障害児相談支援の実施に当たっては、障害児相談支援基準上、障害児通所支援等事業者と連携することが求められているところ、障害児通所支援等事業者以外の福祉サービス等提供機関との連携も望ましいとしている。当該加算は、医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害児通所支援等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものである。具体的には、病院等、訪問看護事業所、児童相談所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となる。 ② 福祉サービス等提供機関の職員との面談等福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえて障害児支援利用計画を作成するため、サービス担当者会議には障害児通所支援等の担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するように努めることとしていることから、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も、医療・保育・教育機関等連携加算の算定が可能である。なおこの場合において、サービス担当者会議実施加算の算定はできない。なお、当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所 加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。 ③ 利用者への通院同行当該加算は、単に障害児の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該障害児の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及び障害児支援利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、障害児の状態に変化があった場合又は障害児の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及び障害児支援利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している。なお、情報提供に当たっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。 ④ 福祉サービス等提供機関への情報提供次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものと している。 ㈠ 病院等、訪問看護事業所 ㈡ ㈠以外の福祉サービス等提供機関 なお、㈠に掲げる機関への情報提供に当たっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能である。 ⑤ 加算の算定方法当該加算は、⑴の②から④までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位数を算定できる。⑶　手続退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村等から求めがあった場合については、提出しなければならない。ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。◆平24障発第0330第16号第四の10*Q&A　H30.3.30 問79**以下の場合については、加算の併給はできない。**① 退院・退所加算と初回加算の併給**② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給**Q&A　H30.3.30 問83（一部読替え）**障害児支援利用計画を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、障害児支援利用計画等に位置付けることが望ましい。* | 適・否適・否適・否適・否 | 【算定の　有・無】【算定の　有・無】【算定の　有・無】【算定の　有・無】＜加算共通＞□担当相談支援専門員氏名、日時、場所、内容等の記録を作成しているか□同一月に初回加算、退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）を算定していないか□１病院等に対し、１回/月を越えて算定していないか□障害児通所支援及び障害福祉サービス事業者との面談等を加算の対象としていないか |
| 10　集中支援加算 | □　次の(1)から(5)までに該当する場合に、１月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度とする。(1)　障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に２回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児相談支援報酬告示１のイ又はロを算定する月を除く。）　300単位(2)　サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者（同号に規定する担当者をいう。１０の注において同じ。）に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（障害児相談支援報酬告示１のイ又はロを算定する月を除く。）　300単位(3)　福祉サービス等提供機関等の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（障害児相談支援報酬告示１のイ又はロ、６のイ又は７を算定する月を除く。）　300単位(4)　障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院する に当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする。障害児相談支援報酬告示１のイ又はロを算定する月を除く。）　300単位(5)　福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（障害児相談支援報酬告示１のイ又はロを算定する月を除く。）　150単位◆平24厚労告126別表第１の９の注１◎　注１の(5)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度とする。(1) 病院等及び訪問看護ステーション等(2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）◆平24厚労告126別表第１の９の注２　◎集中支援加算について（1）趣旨当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外において、以下に掲げるいずれかの業務を行ったものである。なお、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意すること。① 障害児等への訪問による面接障害児等又は市町村等の求めに応じ、月２回以上、障害児等に面接する場合② サービス担当者会議の開催 サービス担当者会議を開催し、障害児支援利用計画の変更等について検討を行う場合 ③ 関係機関が開催する会議への参加 福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関 相互の連絡調整を行った場合 ④ 障害児への通院同行 障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報を提供した場合⑤ 福祉サービス等提供機関への情報提供 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する 必要な情報を提供した場合(2) 算定にあたっての留意事項 ① 連携の対象機関（１）のとおり、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、障害児支援利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、 病院等、企業、地方自治体等をいう。② 障害児等への訪問による面接 障害児相談支援報酬告示９の集中支援加算の注中（１）の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、障害児等、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。「面接」については、障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月２回以上、障害児等に面接する場合をいう。③ サービス担当者会議の開催 サービス担当者会議の開催に当たっては、障害児等も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。④ 関係機関が開催する会議への参加 福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、保育・教育等移行支援加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、保育・教育等移行支援加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。また、入院時情報連携加算（Ⅰ）又は退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。⑤ 利用者への通院同行障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合⑥ 福祉サービス等提供機関への情報提供福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供した場合⑦ 加算の算定方法当該加算は、（１）の①から⑤までに該当する場合、１月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。例えば、１月に２回以上障害児等に面接し、かつ、障害児への通院同行を行う場合は、それぞれ所定単位数を算定できる。なお、②から⑥のいずれの場合も、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している場合は、当該加算は算定できない。(3) 手続 　① 障害児相談支援報酬告示９の集中支援加算の注中(1)を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については提出しなければならない。 　② 同注中(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 　③ 同注中(3)を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。◆平24障発第0330第16号第四の11*Q&A　R3.4.8 問27**以下に記載する例のとおり、同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、いずれかの加算を選択し請求を行う必要がある。* *① 居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算**② 居宅介護支援事業所連携加算における「会議参加」と退院・退所加算**③ 集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算（Ⅰ）及び退院・退所加算**Q&A　R3.4.8 問30**以下の加算については、基本報酬を算定しない月にのみ算定可能である。* *①集中支援加算* *②居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」**Q&A　R3.4.8 問35**主な連携先は以下を想定している。**障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関（※）及び地方自治体**（※）公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例* *保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、多機関協働事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター、地域生活定着支援センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター*  | 適・否適・否適・否適・否適・否適・否 | 【算定の　有・無】【算定の　有・無】【算定の　有・無】【算定の　有・無】【算定の　有・無】【算定の　有・無】＜加算共通＞□担当相談支援専門員氏名、日時、場所、内容等の記録を作成しているか□同一月に障害児支援利用援助費、継続障害児支援利用援助費の算定をしていないか※(1)~(5)共通□同一月に入院時情報連携加算（Ⅰ）、退院・退所加算を算定していないか※(3)の関係機関連携に係る加算を請求する場合のみ□それぞれ１回/月を越えて算定していないか((5)は福祉サービス等提供機関ごとに１回/月算定できる) |
| 11　サービス担当者会議実施加算 | □　指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、指定基準第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として100単位を加算する。ただし、８の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しない。　◆平24厚労告126別表第１の10の注◎　サービス担当者会議実施加算の取扱いについて⑴　趣旨継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面談することに加えて、障害児支援利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児相談支援対象保護者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。⑵　算定に当たっての留意事項サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、障害児相談支援基準第15条第2項第10号に規定するとおりとする。サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算はできないものであること。⑶　手続サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。また、障害児相談支援報酬告示８の医療・保育・教育機関等連携加算の注中(1)を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。　　◆平24障発第0330第16号第四の12　*Q&A　H30.3.30 問84**サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。**ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。*　*Q&A　H30.3.30 問85（一部読替え）**モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、障害児支援利用計画を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。* | 適・否 | 【算定の　有・無】□担当相談支援専門員氏名、日時、場所、内容等の記録を作成しているか□１回/月を越えて算定していないか□医療・保育・教育機関等連携加算を算定している場合、同一の内容で算定を行っていないか。 |
| 12　サービス提供時モニタリング加算 | □　指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問し（障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用し）、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として100単位を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、１人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。　◆平24厚労告126別表第１の11の注◎　サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて⑴　趣旨　　　　 継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置づけた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、支援の提供場面を直接確認することにより、支援の提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。なお、支援提供時のモニタリングを実施するに当たっては次のような事項を確認し、記録するものとする。 　　　①　障害児通所支援の事業所等における支援の提供状況　　　 ②　支援提供時の障害児の状況　　　 ③　その他必要な事項⑵　算定に当たっての留意事項　　　　 1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件（相談支援員の場合は19件）を限度とし、当該障害児が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所における支援提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。　　　　 障害児通所支援の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用して支援提供場面を確認することも可能である。なお、一定の距離については、障害児通所支援の提供場所等への訪問に片道概ね１時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。⑶　手続き　　　　 (1)における記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。　　◆平24障発第0330第16号第四の13　*Q&A　H30.3.30　問80**「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。*　*Q&A　H30.3.30 問86**「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能である。**ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。*　*Q&A　H30.3.30 問87**複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、１箇所でも確認していれば算定は可能である。*　*Q&A　H30.3.30 問88**「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1人当たり39件まで請求できるが、実施月を調整することが可能であるため、前６月平均ではなく当該月の実施件数を39件までとする。* | 適・否 | 【算定の　有・無】□担当相談支援専門員氏名、日時、場所、内容等の記録を作成しているか□相談支援専門員１人当たり39件を超えた分を請求していないか（前６月平均ではなく当月分）□相談支援員を配置している場合は、１人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定しているか□１回/月を越えて算定していないか |
| 13　行動障害支援体制加算 | □　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。　◆平24厚労告126別表第１の12の注　イ　行動支援体制加算（Ⅰ）　60単位　　　強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）修了者である相談支援専門員を配置し、その旨を公表し、かつ強度行動障害児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること。　ロ　行動支援体制加算（Ⅱ）　30単位　　強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）修了者である相談支援専門員を配置し、その旨を公表していること。◎　こども家庭庁長官が定める基準　　　イ　行動障害支援体制加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　　　(1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。　　　(2) 実践研修修了者を配置している旨を公表していること。　　　(3) 実践研修修了者が強度行動障害児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に強度行動障害者又は強度行動障害児に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。ロ　行動障害支援体制加算（Ⅱ）　　　イの(1)及び(2)の基準に該当すること。　◆平27厚労告181・六◎　行動障害支援体制加算の取扱いについて⑴　趣旨当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実践するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を終了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児への支援を現に実施している又は行動障害のある障害児について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。なお、強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申し込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。⑵ 算定に当たっての留意事項 ① 共通事項当該加算は行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する障害児のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである。 ② 行動障害支援体制加算（Ⅰ）当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害児に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。（一） 対象となる障害児 当該区分は、支援対象者の要件を児基準の合計点数が20点以上である者（以下「強度行動障害を有する児」という。）としている。そのため、障害児が強度行動障害を有するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。 （二） 対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害を有する児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前６月に、強度行動障害を有する児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害を有する児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害を有する者（障害支援区分３以上に該当しており、かつ、行動関連項目の合計点数が10点以上である者）又は強度行動障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。 ③ 行動障害支援体制加算（Ⅱ） 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を１名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。⑶　手続当該加算を算定する場合は、研修を終了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。　　◆平24障発第0330第16号第四の14*Q&A　H30.3.30 問89**「行動障害支援体制加算」は、加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。**なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。**Q&A　H30.3.30 問90**「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、**平18障発1031001第一の1の（4）の規定に準じ、利用者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合には、翌々月から、算定を開始するものとする。*　　　　*なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。**Q&A　H30.3.30 問91**対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。**なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。**Q&A H30.5.23　問13**「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。**なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。**Q&A H30.5.23　問14**月途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。**なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。* | 適・否 | 【算定の　有・無】＜共通＞□相談支援専門員のうち強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）の修了者が1名以上いるか□研修修了者を配置している旨を公表しているか。＜加算Ⅰ＞　有・無□実践研修修了者が現に強度行動障害児の保護者に対して支援を行っているか□同一月に行動障害支援体制加算（Ⅱ）を算定していないか＜加算Ⅱ＞　有・無□同一月に行動障害支援体制加算（Ⅰ）を算定していないか |
| 14　要医療児者支援体制加算 | 　□　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。　イ　要医療児者支援体制加算（Ⅰ）　60単位　　　医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者である相談支援専門員を配置し、その旨を公表し、かつ医療的ケア児等に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること。　ロ　要医療児者支援体制加算（Ⅱ）　30単位　　　医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者である相談支援専門員を配置し、その旨を公表していること。　◆平24厚労告126別表第１の13の注◎　こども家庭庁長官が定める基準　　イ　要医療児者支援体制加算（Ⅰ）　　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　　　(1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者」という。）を1名以上配置していること。　　　(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。　　　(3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が医療的ケア児に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に医療的ケア児又は医療的ケア児と同等の医療行為を必要とする状態である18歳以上の者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。ロ　要医療児者支援体制加算（Ⅱ）　　　イの(1)及び(2)の基準に該当すること。　◆平27厚労告181・七◎　要医療児者支援体制加算の取扱いについて⑴　趣旨当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を終了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等への支援を現に実施している又は医療的ケア児等について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。　　 　　ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。なお、医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められないものとすることに留意すること。⑵ 算定に当たっての留意事項 ① 共通事項当該加算は医療的ケア児に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、医療的ケア児のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである。② 要医療児者支援体制加算（Ⅰ）当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害児に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。（一） 対象となる障害児 当該区分は、支援対象者の要件を医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童（以下「対象医療的ケア児」という。）としている。そのため、障害児が対象医療的ケア児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。 （二） 対象者への支援 　当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前６月に、対象医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。 ③ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。⑶　手続この加算を算定する場合は、研修を終了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。◆平24障発第0330第16号第四の15*Q&A　H30.3.30 問89**Q&A　H30.3.30 問90**Q&A　H30.3.30 問91**Q&A H30.5.23　問13**→13　行動障害支援体制加算のQ&A参照* | 適・否 | 【算定の　有・無】＜共通＞□相談支援専門員のうち医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が1名以上いるか□研修修了者を配置している旨を公表しているか。＜加算Ⅰ＞　有・無□医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が現に医療的ケア児に対して支援を行っているか（直近６月以内）□同一月に要医療児者支援体制加算（Ⅱ）を算定していないか＜加算Ⅱ＞　有・無□同一月に要医療児者支援体制加算（Ⅰ）を算定していないか |
| 15　精神障害者支援体制加算 | □　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。イ　精神障害者支援体制加算（Ⅰ）　60単位　　精神障害者研修修了者である相談支援専門員を配置し、その旨を公表するとともに、障害児が通院する病院等保健師等と連携体制を構築し、かつ精神障害を有する児童に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること。　ロ　精神障害者支援体制加算（Ⅱ）　30単位精神障害者研修修了者である相談支援専門員を配置し、その旨を公表していること。　◆平24厚労告126別表第１の14の注◎　こども家庭庁長官が定める基準　　イ　精神障害者支援体制加算（Ⅰ）　　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　　　(1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「精神障害者研修修了者」という。）を1名以上配置していること。　　　(2) 精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。　　　(3) 精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護ステーション等であって、障害児相談支援対象保護者に係る障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。　　　(4) 精神障害者研修修了者が、精神に障害のある児童に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に精神障害者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りではない。ロ　精神障害者支援体制加算（Ⅱ）　　　イの(1)及び(2)の基準に該当すること。◆平27厚労告181・八◎　精神障害者支援体制加算の取扱いについて⑴　趣旨当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神に障害を有する児童への支援を現に実施しており、かつ、障害児が通院する病院等若しくは障害児が利用する訪問看護事業所における保健師、看護師若しくは精神保健福祉士等と必要な連携をとっている又は精神に障害を有する児童について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。　　　　ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2-18に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修を言う。なお、精神障害を有する児童の保護者から利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意する。　　⑵　算定に当たっての留意事項 ① 共通事項当該加算は精神に障害を有する児童に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、精神に障害を有する児童のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである。 ② 精神障害者支援体制加算（Ⅰ）当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、㈠に規定する障害児に対して㈡に規定する支援を行っており、㈢に規定する連携体制が構築されている場合に算定するものである。（一） 対象となる障害児当該区分は、支援対象者の要件を児童福祉法第４条第２項 に規定する精神に障害のある児童（以下「精神に障害のある 児童」という。）としている。そのため、障害児が精神に障害のある児童に該当するかについて、一定期間毎に確認する こと。なお、当該確認にあたっては、精神障害者保健福祉手 帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医 療機関からの診療情報提供書等によって確認することが考えられる。（二） 対象者への支援当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神に障害のある児童に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前６月に、精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、精神に障害のある児童に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在 する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、障害者総合支援法第４条第１項に規定する精神障害者に 対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当 するものである。（三） 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制 当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも１年に１回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神に障害のある児童に対する支援に関して検討を行っていることとする。また、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、障害児が通院又は利用するとは、障害児が前1年以内に通院又は利用していることとする。 ③ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ）当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を１名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。⑶　手続この加算を算定する場合は、研修を終了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。　　◆平24障発第0330第16号第四の16*Q&A　H30.3.30 問89**Q&A　H30.3.30 問90**Q&A　H30.3.30 問91**Q&A H30.5.23　問13**→13　行動障害支援体制加算のQ&A参照* | 適・否 | 【算定の　有・無】＜共通＞□相談支援専門員のうち精神障害者研修修了者が1名以上いるか□研修修了者を配置している旨を公表しているか。＜加算Ⅰ＞　有・無□精神障害者研修修了者が現に精神に障害を有する児童に対して支援を行っているか（直近６月以内）□病院等の保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携体制が構築されているか（１年に１回以上支援に関する検討を行っているか）□同一月に精神障害者支援体制加算（Ⅱ）を算定していないか＜加算Ⅱ＞　有・無□同一月に精神障害者支援体制加算（Ⅰ）を算定していないか |
| 16　高次脳機能障害支援体制加算 | □　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。イ　高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）　60単位　　高次脳機能障害支援者養成研修修了者である相談支援専門員を配置し、その旨を公表し、かつ高次脳機能障害児に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること。　ロ　高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）　30単位高次脳機能障害支援者養成研修修了者である相談支援専門員を配置し、その旨を公表していること。　◆平24厚労告126別表第１の14の２注◎　こども家庭庁長官が定める基準　　イ　高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）　　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　　　(1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害支援者要件に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。）を1名以上配置していること。　　　(2) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。　　　(3) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者（以下「高次脳機能障害者」という。）であって満18歳に満たないものの保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りではない。ロ　高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）　　　イの(1)及び(2)の基準に該当すること。◆平27厚労告181・九◎　高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて⑴　趣旨当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者（以下「高次脳機能障害者」という。）であって満18歳に満たないもの（以下「高次脳機能障害児」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、高次脳機能障害児への支援を現に実施している又は高次脳機能障害児について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。ここでいう「高次脳機能障害支援者養成に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-12に定める「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修（基礎研修及び実践研修）又はこれに準ずるものとして、同研修におけるカリキュラムで示された研修内容と同等以上のものとして都道府県知事が認める研修をいう。なお、高次脳機能障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。　　⑵　算定に当たっての留意事項 ① 共通事項当該加算は高次脳機能障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、高次脳機能障害児のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである。 ② 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、㈠に規定する障害児に対して㈡に規定する支援を行っており、㈢に規定する連携体制が構築されている場合に算定するものである。（一） 対象となる障害児当該区分は、支援対象者の要件を高次脳機能障害児としている。そのため、障害児が高次脳機能障害児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認に当たっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。 ア 障害児通所支援等の支給決定における医師の意見書イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断ウ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）（二） 対象者への支援当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次 脳機能障害児の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前６月に、高次脳機能障害児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害児の保護者に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在 する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、高次脳機能障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。③ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を１名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。⑶　手続この加算を算定する場合は、研修を終了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。　◆平24障発第0330第16号第四の17 | 適・否 | 【算定の　有・無】＜共通＞□相談支援専門員のうち高次脳機能障害支援者養成研修修了者が1名以上いるか□研修修了者を配置している旨を公表しているか。＜加算Ⅰ＞　有・無□高次脳機能障害支援者養成研修修了者が現に高次脳機能障害児に対して支援を行っているか（直近６月以内）□同一月に高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）を算定していないか＜加算Ⅱ＞　有・無□同一月に高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）を算定していないか |
| 17　ピアサポート体制加算 | □　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき100単位を加算する。　◆平24厚労告126別表第１の15の注◎　こども家庭庁長官が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。イ　障害者ピアサポート研修修了者であって、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で０．５以上配置していること。(1)　障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者（以下この(1)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であったと市町村長が認める者(2)　管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者ロ　イに掲げる者のいずれかにより、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。ハ　イに掲げる者を配置している旨を公表していること。◆平27厚労告181・十◎　ピアサポート体制加算の取扱いについて障害児相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われている場合に算定することができる。ア 障害者又は障害者であったと市町村が認める者（以下この16において「障害者等」という。）であって、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者イ 管理者、相談支援専門員、相談支援その他指定障害児相談支援に従事する者 なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所又は指定計画相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。(１) 算定に当たっての留意事項 ア 研修の要件 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙１地域生活支援事業実施要綱別記１－17に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいう。イ 障害者等の確認方法当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。 (ア) 身体障害者身体障害者手帳 (イ) 知的障害者 ① 療育手帳 ② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知 的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。 (ウ) 精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定 されるものではない。）。 ① 精神障害者保健福祉手帳 ② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等 (エ) 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難 病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等 (オ) その他市町村が認める書類又は確認方法 (２) 手続 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。◆平24障発第0330第16号第四の18 | 適・否 | 【算定の　有・無】□障害者ピアサポート研修（基礎研修・専門研修）修了者かつ①障害者等又は②管理者、相談支援専門員、相談支援員、相談支援従事者に該当する者を常勤換算で０．５以上配置しているか□研修修了者かつ上記①又は②に該当する者が従業者に対し、年１回以上研修を実施しているか□ピアサポーター等を配置している事業所であることを公表しているか |
| 18　地域生活支援拠点等相談強化加算 | □　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下、要支援児という。）が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として700単位を加算する。　◆平24厚労告126別表第１の16の注◎　こども家庭庁長官が定める基準　　　運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。　　◆平27厚労告181・十一◎　地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて⑴　趣旨当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。⑵　算定に当たっての留意事項当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児の保護者からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下、連絡・調整という。）を行った場合に障害児相談支援対象保護者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。また、当該加算は、他の指定障害児相談支援事業所において指定賞が児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該障害児が指定短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所によりしょうが時支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものであること。⑶　手続当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存するとお供に、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。　◆平24障発第0330第16号第四の19 | 適・否 | 【算定の　有・無】□指定短期入所事業　者を利用するに当たり、事業者に必要な情報提供等を行っているか□情報提供の内容等を記録しているか□運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているか□４回/月を越えて算定していないか |
| 19　地域体制強化共同支援加算 | □　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3社以上と共同して、在宅での療養以上必要な説明及び支援を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として2000単位を加算する。　◆平24厚労告126別表第１の17の注◎　こども家庭庁長官が定める基準　　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。　　イ　運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。　　ロ　拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。（以下略）　◆平27厚労告181・十二◎　地域体制強化共同支援加算の取扱いについて⑴　趣旨当該加算は、指定障害児相談支援事業所が把握した障害児の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応出来うるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進することを目的とするものであることから、そのことを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。⑵　算定に当たっての留意事項当該加算は、支援が困難な障害児に対して、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下、支援関係者という。）が会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養や又は地域において生活するうえで必要となる説明等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に加算するものである。当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。なお、第四の１の（２）の③の（一）のイの(ｲ)のbの⒝の規定を準用する。 ① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。 ② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。なお、令和８年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、第四の１の（２）の③の（六）のイの(ｱ)の規定を準用する。 また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定に当たってはその点に留意すること。なお、当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に係る支援等を行う指定障害児相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。なお、協議会等への報告の内容等詳細については、「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」（令和６年３月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室）を参照すること。⑶　手続当該加算の対象となる会議を行った場合及び利用者に対する説明等の必要な支援を行った場合は、その内容を記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。　　◆平24障発第0330第16号第四の20 | 適・否 | 【算定の　有・無】□福祉サービス事業者等3社以上と共同で協議会（京都市障害者地域自立支援協議会等）に対し、文書で報告を行っているか□会議の内容を記録しているか□１回/月を越えて算定していないか |
| 20　遠隔地訪問加算 | □　障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅、病院等、法第７条第１項に規定する児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、３の初回加算（注２に該当する場合に限る。）、５の入院時情報連携加算（注のイの入院時情報連携加算(Ⅰ)を算定する場合に限る。）、６の退院・退所加算、７の保育・教育等移行支援加算（注の⑵に該当する場合に限る。）、８の医療・保育・教育機関等連携加算（注１の⑴及び⑵に該当する場合に限る。）又は９の集中支援加算（注１の⑴及び⑷に該当する場合に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、３の初回加算については、３の注２に規定する面接をした月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。　300単位◆平24厚労告126別表第１の18の注◎　遠隔地訪問支援加算(1) 趣旨 当該加算は、特別地域に所在し、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものである。(2） 算定に当たっての留意事項 ① 対象となる加算当該加算は、以下に掲げる加算と合わせて算定するものである。（一） 初回加算 第四の５の（３）の要件を満たす場合に限る。（二） 入院時情報連携加算 第四の７の（２）の①の要件を満たす場合に限る。（三） 退院・退所加算（四） 保育・教育等移行支援加算 第四の９の（１）の②の要件を満たす場合に限る。（五） 医療・保育・教育機関等連携加算 第四の10の（１）の①又は②の要件を満たす場合に限る。（六） 集中支援加算 第四の11の（１）の①又は④の要件を満たす場合に限る。② 対象区域当該加算の算定対象となる訪問先については、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関であるが、一定の距離については、障害児等の居宅その他機関への訪問に概ね片道１時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。③ 加算の算定方法 当該加算の算定に当たっては、300単位に①の（一）から（六）までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定するものとする。ただし、初回加算については、第四の５の（３）に規定する場合に該当する月数（３を限度とする。）を算定回数とする。例えば、当該月数が２の場合、当該加算は300単位に２を乗じて600単位を算定するものとする◆平24障発第0330第16号第四の21 | 適・否 | 【算定の　有・無】□特別地域（啓北地域）に所在し、かつ、事業所と一定の距離がある障害児の居宅、病院等を訪問しているか□次の加算の算定回数に応じて加算を算定しているか①初回加算　②入院時情報連携加算③退院・退所加算　④保育・教育等移行支援加算　⑤医療・保育・教育機関等連携加算　⑥集中支援加算※①初回加算については、算定回数ではなく、算定した月数を算定回数とする。 |